

中華人民共和国長江保護法（仮訳）

<以下、仮訳であり、ご利用に当たっては、原文もご確認ください>

長江流域の生態環境保護と回復を強化し、資源の合理的かつ効率的な使用を促進し、生態学的安全を確保し、人と自然の調和のとれた共存と中華民族の永続的な発展を実現するために制定する法律である。

2020年12月26日、第13回全国人民代表大会常務委員会の第24回会合にて、<<中華人民共和国長江保護法>>を可決し、2021年3月1日から施行する。

中国語名：長江保護法

発布日時：2020年12月26日

施行日時：2021年3月1日

公布組織：全国人民代表大会常務委員会

1. ; 立法経緯

- ・2018年7月17日、水利部部長鄂竟平は記者会見で、河川システムを完全に確立すると述べた。「関係者と共同して、<<長江保護法>>を速やかに公布する必要があります。全国人民代表大会と積極的に協力して、法案の検討・起草を加速し、重要で困難な問題に関する調査・研究を強化します。そして法律案をできるだけ早く作成するよう努力します。」水利部は、関連する保護、開発計画を纏めた。長江沿岸の約65%は保護区、保留区に指定されており、水利部は、河川への放流口、沿岸の保護・利用、長江経済圏の固形廃棄物場所調査、河川採掘等の多くの特別な措置業務を実施している。今後、これらの特別な措置を更に深化させる。水利部は、これに基づき包括的な監視・制御システムを確立する為に、<<長江保護法>>の公布を推進してきた。
- ・2018年12月10日、全国人民代表大会の環境資源委員会は、長江保護法に関する立法シンポジウムを開催した。シンポジウムでは、全国人民代表大会環境資源委員会委員であり、中国工学院院长である王金南・生態環境部環境計画院長が、長江保護法の立法目的、保護対象、保護措置等について体系的に説明し、併せて<<長江保護法>>（提案草案）を提起した。提案草案は全部で10章76条項で構成されていた。
- ・2019年12月23日、中国初の河川流域法である<<長江保護法>>（草案）が全国人民代表大会常務委員会に提出され、審議が行われた。
- ・2020年12月26日、第13回全国人民代表大会常務委員会の第24回会合に於いて、<<中華人民共和国長江保護法>>が可決された。施行日は2021年3月1日。

2. 全文

目次

第1章 総 則

第2章 計画と管理

第3章 資源保護

第4章 水質汚濁の防止

第5章 生態環境の修復

第6章 グリーン開発

第7章 保護と監督

第8章 法的責任

第9章 付 則

第1章 総 則

第1条：この法律は、長江流域の生態環境の保護及び修復を強化し、資源の合理的且つ効率的な利用を促進し、生態の安全を確保し、人と自然の調和のとれた共存を実現し、中華民族の永続的な発展を実現するために制定する。

第2条：長江流域に於ける生態環境の保護及び修復、並びに長江流域に於ける様々な生産及び生活活動、開発及び建設活動を実施するに際しては、本法律を遵守しなければならない。本法律で呼称する長江流域とは、長江の主流、支流及び湖沼によって形成された集水区域を指し、青海省、四川省、チベット自治区、雲南省、重慶市、湖北省、湖南省、江西省、安徽省、江蘇省、上海、及び甘肅省、陝西省、河南省、貴州省、広西壮族自治区、広東省、浙江省、福建省等の関連する県級行政区域を指す。

第3条：長江流域の経済・社会発展は、生態優先、グリーン開発を堅持し、包括的な保護を行い、大規模な開発は行わない；長江の保護は、全体的な調整、科学的な計画、創造的な主導、体系的な統治を堅持して実施しなければならない。

第4条：国家は「**長江流域調整機構**」を確立し、長江の保護作業を統一された指導と全体的な調整のもとに行い、長江の保護に関する主要政策、主要規則を討議・検討し、地域や部門を越えて主要事項を調整し、長江の保護に関する主要作業の実施状況を監督、検査する。

第5条：国務院の関連部門及び長江流域の省級人民政府は、国家の「長江流域調整機構」の決定を実施する責任があり、職責に応じて長江の保護に関連する作業を行う責任を有する。長江流域の地方各級人民政府は、その行政区域に於ける生態環境保護と修復を実施し、資源の合理的且つ効率的な利用を促進し、産業構造と配置を最適化し、長江流域の生態安全を維持する責任を負う。

第6条：省略（長江流域の関連地域に役割）

第7条：省略（国務院の生態環境、天然資源、水行政、農業農村、標準化部門等の役割）

第8条：省略（国務院天然資源部、野生動物保護部、及び地方人民政府による、天然資源、野生生物、水生生物等の調査）

- 第 9 条：「長江流域調整機構」は、国務院の関係部署と協力して設定された監視項目の下に、長江流域の生態環境、資源、水利、気象、水運、自然災害等の監視・情報連絡システムを改善しなければならない。国務院の関連部門と長江流域の県級以上の人民政府関連部門は、職責に従って、生態環境リスク報告と早期警告システムを作成、改善する。
- 第 10 条：国務院の生態環境主管部門は、国務院の関連部門及び長江流域の省級人民政府と共に、長江流域に於ける突発的な生態環境事故に対する「**緊急共同対応機構**」を確立し、国の緊急対応システムと連携し、長江流域の船舶、港、鉱山、化学工場、炭鉱等で発生する突発的な生態環境事故に対する緊急管理を行う。
- 第 11 条：省略（国による、洪水、旱魃、森林草原火災、地質災害、地震等に対する監視、早期警告、緊急対応、復旧システムの構築と防災、災害救援能力の向上）
- 第 12 条：「長江流域調整機構」は、「**専門家諮問委員会**」を設立し、専門機関と職員を組織して、長江流域の主要な開発戦略、政策、計画に関する専門的科学技术事項を諮問する。国務院関連部門と長江流域の省級人民政府関連部門は職責に従って、長江流域に於ける建設事業、重要な基盤施設及び産業配置計画等が長江流域の生態系に与える影響に対して、第三者による評価、分析、論証等を行う。
- 第 13 条：「長江流域調整機構」は、国務院関連部門と長江流域の省級人民政府と調整して、「**長江流域情報共有システム**」を確立する。国務院関連部門と長江流域の省級人民政府関連部門は、規定に従って長江流域の生態環境、自然資源の管理および法執行に関する情報を共有しなければならない。
- 第 14 条：省略（国務院関連部門等及び報道機関による生態環境保護、緑色発展の教育）
- 第 15 条：省略（長江流域の文化遺産の保護、優れた特色文化の継承）
- 第 16 条：省略（生態環境保護に対する組織及び個人の参加を奨励し、表彰、報酬を授与）

第 2 章：計画と管理

- 第 17 条：国家は、国家開発計画の下に、地域利用計画に基づき、特別計画、区域計画と共に長江流域計画体系を確立し、長江流域の生態環境保護と緑色開発を推進するための計画を十分に活用し、指導と制御を行う。
- 第 18 条：国務院及び長江流域の県級以上地方人民政府は、長江の保護任務を国民経済及び社会開発計画に組み込まなければならない。国務院の発展改革部門は、関連部門と協力して、長江流域の開発計画を策定し、長江流域の上流と下流、右岸と左岸、本流と支流に於ける生態環境保護と緑色開発を科学的に調整し、国務院の承認後にそれを実施する。長江流域の水資源計画と生態環境保護計画は、関連する法律と行政規則に従って作成されなければならない。
- 第 19 条：省略（国務院の天然資源部による長江流域の土地利用計画作成）
- 第 20 条：省略（地方人民政府による長江流域の土地利用分類と管理）
- 第 21 条：国務院の水行政主管部門は、長江流域に於ける水資源の合理的な配分、統一管理及び効率的利用を調整し、取水総量管理及び消費量管理のための管理制度を組織し実行する。
国務院の生態環境主管部門は、環境水質改善目標と水質汚染防止要件に基づいて、長江流域の各

省級行政区域に於ける主要汚染物質の**排出総量管理指標**を決定する。水質が基準を超える長江流域の水域は、汚染物質の排出総量削減要求をより厳しく実施しなければならない。企業及び組織機関は要求に従って、汚染物質の排出総量管理の措置を講じなければならない。

国務院の天然資源主管部門は、長江流域で新たに追加された建設用地の総量管理と計画作成に責任を負う。

第 22 条：長江流域の省級人民政府は、その行政区域の生態環境と資源利用状況に基づいて、**生態環境区管理計画**と**生態環境入境表**を策定し、国務院生態環境主管部門に提出後、実施する。長江流域の産業構造と産業配置は、長江流域の生態システムと資源・環境の収容能力に適合させなければならない。長江流域の重点生態機能区域において、生態系に深刻な影響を与える産業を配置することを禁止する。**汚染の激しい企業や事業を長江の中、上流域に移転することを禁止する。**

第 23 条：国家は長江流域に於ける水力資源の開発、利用の管理を強化する。国家開発戦略と国民経済・国民生活の需要の下に、長江流域に大、中規模の水力発電設を建設する場合は、科学的論証を経て国務院又は国務院から権利を継承した部門に報告し、承認されなければならない。

長江流域に既に建設されている小型水力発電設備で、生態保護の要件を満たさない場合、県級以上の地方人民政府は、分類修正を組織的に行い、徐々に撤退させる措置を講じなければならない。

第 24 条：省略（国立公園などの自然保護区の設立）

第 25 条：省略（河道、湖沼の保護）

第 26 条：国家は長江流域の河川・湖の河岸線に対して特別管理を実施する。国の「長江流域調整機構」は、国務院の天然資源、水行政、生態環境、住宅と都市建設、農業農村、交通運輸、林業と草地等の部門、及び長江流域の省級人民政府と協力、調整して河湖岸線の保護範囲を定め、**河湖岸線保護計画**を制定し、河湖岸線の開発と建設を厳格に管理し、河湖岸線の合理的且つ効率的な利用を促進する。

長江の主流、支流の岸線から 1km 以内に、化工園區や化工事業を建設又は拡張することを禁止する。

長江主流の岸線から 3 km 以内、及び主要な支流の岸線から 1 km 以内に**廃鉱物庫**を新設、改建、または**拡張することを禁止する**；但し、安全と生態環境保護の水準を改善する目的での改建は除外する。

第 27 条：国務院の交通運輸主管部門は、天然資源、水行政、生態環境、農業農村、林業草地の主管部門と共同して、長江流域の水生生物主要生息地域を科学的に検討し、**航行禁止区域及び航行制限区域**を指定する。船舶が航行禁止区域内を航行することを禁止する。国家開発戦略及び国民経済生活の必要性から、水生生物の重要な生息地で航行が禁止されている地域に於ける航行は、国務院交通運輸主管部門と農業農村主管部門の同意が必要であり、且つ重要な水生生物への干渉を減らすための必要な措置を講じなければならない。

長江流域の生態保護レッドライン地区、自然保護区、水生生物の重要生息地での水路改善事業の実施を厳しく制限する；改善が必要な場合、科学的論証を経て、法に従い関連する手続き行わなければならない。

第 28 条：国家は長江流域河川での砂の採掘に対する規制と許可制度を確立する。長江流域河川に於ける砂の採掘は、法律に従い、国務院の水行政主管部門の関連する流域管理機関又は県級以上の地

方人民政府の水行政部門の許可を得なければならない。(以下省略)

第3章：リソース保護

第29条：長江流域の水資源の保護と利用は、「**河川流域総合計画**」に基づき、都市農村住民の生活用水を満足させることを優先し、基本的な生態用水を保証しなければならない。併せて、農業用水、工業用水及び水運の需要と調整する。

第30条：国務院水行政主管部門の関連する河川流域管理機関は、長江流域の省級人民政府と協議して、法律に従って、省を跨ぐ「**河川水量の配水計画**」を策定し、国務院又は国務院が認証した部門に承認された後に実施する。(以下省略)

第31条：国家は長江流域の生態用水の保護を強化する。国務院の行政主管部門は、関連部門と協力して、長江の本流、主要な支流及び主要な湖沼の「**生態学的流量制御指標**」を提案し、管理する。その他の河川及び湖沼の「**生態学的流量制御指標**」は、長江流域の県級以上の地方人民政府水行政主管部門が、関連部門と協力して決定する。

国務院水管理部門と関連流域管理機関は、「**年間水量調整計画**」に生態学的水量を入れ込み、河川と湖沼の基本的な生態学的水需要を保証し、乾季と魚の産卵期の生態学的流量、主要な湖沼の水量と水位を確保し、長江河口での汽水と淡水の平衡を確保する。(以下省略)

第32条：国務院の関連部門と長江流域の地方人民政府は、危険な貯水池の除去と管理強化を加速し、堤防と洪水貯蔵地の建設を推進し、洪水災害防止の工程標準をレベルアップし、水工程の総合調整を強化するための措置を講じ、河川土砂の観察と河川の水勢調査を実施しなければならない。以下省略。

第33条：省略（長江流域を横断する水移動の調査、調整）

第34条：省略（長江流域の飲料水源のリスト化、保護）

第35条：省略（長江流域の飲料用水の緊急計画の策定、水源品質のリアルタイム監視）

第36条：省略（丹江口貯水池区域及びその上流での森林等の保護）

第37条：省略（長江流域の地下水資源の保護）

第38条：国務院の水行政主管部門は関連部門と協力して、長江流域の「**農業用水及び工業用水の水効率目標**」を策定し、用水計量を強化し監視施設を建設する；事業の計画と建設のための水資源論証制度を改善する；水大量消費産業に対して、重点的な水使用機関への用水指標管理を強化し、水大量消費事業の建設を厳格に抑制する。

第39条：省略（自然保護区体系を形成し、貴重な野生動植物生息地、重要自然遺跡地区を保護する）

第40条：省略（長江流域の自然保護。森林、草地、湿地の保護、管理）

第41条：省略（「**長江流域水生生物の完全性指標評価体系**」の作成、管理）

第42条：省略（「**長江流域の貴重で絶滅危惧種の水生野生動植物保護計画**」の策定）

第4章：水質汚染の防止と管理

第43条：国務院生態環境主管部門は、長江流域地方各級人民政府と協力して、長江流域の水質汚染防

止に対して、監督能力を強化し、水環境汚染の予防、管理、減少をするための効果的な措置を講じなければならない。

第 44 条：国务院生態環境主管部門は、「**長江流域の水環境品質標準**」を制定する責任があり、国家水環境品質標準で未規定の項目を補足することができ、また既に規定されている項目に対して更に厳格な規定を追加することもできる。「長江流域の水環境品質標準」の制定は、国务院の関連部門及び関連する省級人民政府の意見を求めなければならない。長江流域の省級人民政府は、「長江流域の水環境品質標準」よりも厳しい「**地方水環境品質標準**」を制定し、国务院生態環境主管部門案を報告することができる。

第 45 条：長江流域の省級人民政府は、「**国家水質汚染物質排出標準**」に無い特殊な産業、特定の汚染物質に対して、又は国家が明確に要求している特定水質汚染源や水質汚染物質に対して、「**地方水質汚染物質排出標準**」を補足制定し、国务院生態環境主管部門に案を報告しなければならない。以下の何れかの一つの状況に於いて、長江流域の省級人民政府は、「国家水質汚染物質排出標準」よりも厳しい「**地方水質汚染物質排出標準**」を制定し、国务院生態環境主管部門に報告するものとする：

- (1) 産業が密集し、水環境問題が顕著な場合：
- (2) 既存の「水質汚染物質排出標準」では、管轄下の「長江流域の水環境品質要件」を満たすことができない場合：
- (3) 流域や区域の水環境状態が複雑であり、統一的な水質汚染物質排出標準を適用できない場合：

第 46 条：長江流域の省級人民政府は、その行政区域内に於ける「**総合的リン汚染防止計画**」を策定し、組織的に実施する。リン鉱石とリン酸肥料の生産が集中している長江の本流、支流に対して、関連する省人民政府は、総リン排出規制要件をより厳しく制定し、総リン排出量を効果的に管理しなければならない。

リンの採掘・加工、リン肥料及びリン含有農薬製造等の企業は、汚染排出許可要件に従って、総リン排出濃度及び排出総量を管理する効果的な措置を講じなければならない；排出口と周辺環境の監視測定を行い、法律に従って情報を公開する。

第 47 条：省略（地方人民政府による下水処理施設の建設）

第 48 条：省略（農業面の対策。化学肥料、農薬、フィルム等使用量削減）

第 49 条：省略（固形廃棄物の投棄、埋め立て等の禁止）

第 50 条：長江流域の県級以上の地方人民政府は、廃棄物埋立地、ガソリンスタンド、鉱山、廃鉱物庫、有害廃棄物処分場、化工園區及び化工プロジェクトなどの地下水の主要な汚染源及び周辺地下水環境のリスク調査と評価を実施し、対応するリスクの防止と是正措置を講じなければならない。

第 51 条：国家は、長江流域で危険物を運ぶ船舶の汚染に対する賠償責任保険と財政的保証を組み合わせたシステムを確立する。具体的措置は、国务院交通運輸主管部門が関連部門と協力して制定する。

長江流域に於いて、**毒性の高い化学品や国家が内陸水路での輸送を禁じている危険化学品を輸送することを禁止**する。長江流域の県級以上の地方人民政府の運輸部門は、関連部門と協力して、長江流域に於ける危険化学品輸送の管理を強化する。

第5章：生態環境の修復

第52条：省略（「**長江流域生態環境回復計画**」の策定）

第53条：省略（長江流域での漁業管理。水産資源の保護）

第54条：省略（長江本流、支流、湖沼水系の接続補修計画の策定）

第55条：省略（「**長江流域調整機構**」による湖河岸線修復計画の策定）

第56条：省略（三峡貯水池、丹江口貯水池などの生態環境保護）

第57条：省略（長江流域の森林、草原、湿地の回復計画策定）

第58条：国家は、太湖、鄱阳湖、洞庭湖、巢湖、滇池などの主要湖沼の生態環境回復に対する支援を強化する。長江流域の県級以上の地方人民政府は、**富栄養化した湖**の生態環境を組織的に回復するために、**産業配置の調整**、河川道工事の統一管理、生態学的な水の補充、河と湖沼の接続などの包括的な措置を講じ、湖沼の生態系を改善及び回復しなければならない；窒素とリンの濃度が非常に高い湖沼では、湖の水質に影響を与える集水域に於いて、化学肥料使用量を削減する対策を講じる必要があり、リン含有洗剤の使用、餌と肥料を与えての養殖を禁止する。

第59条：省略（絶滅危惧種等の野生動植物生息地の保護計画の策定）

第60条：省略（長江河口域での水、砂、塩、干潟に対する保護強化）

第61条：省略（長江流域の土壌侵食防止、岩石砂漠化防止）

第62条：省略（長江流域の地質学的リスクの排除、開墾、植生、鉱山の管理強化）

第63条：省略（長江水源及び上流域に於ける保護措置の実施支援）

第6章：グリーン開発（緑色開発）

第64条：省略（長江流域開発計画、国土利用計画に従って、長江流域の緑色開発を推進する）

第65条：省略（長江流域の都市部と農村部の統合開発を促進する）

第66条：長江流域の県級以上の地方人民政府は、鉄鋼、石油、化学、非鉄金属、建材、船舶等の産業の水準向上を促進し、技術と設備のレベルを向上させなければならない；製紙、皮革、電気めっき、印刷と染色、非鉄金属、農薬、窒素肥料、医薬品製造等の企業は清潔にする改造を実施する。企業は、技術革新を通じて資源消費量と汚染物質排出量を削減しなければならない。

長江流域の県級以上の地方人民政府は、主要地域に於ける**危険化学品生産企業の移転や改造**を加速する措置を講じなければならない。

第67条：省略（開発区の緑色開発評価システムの確立と対応）

第68条：省略（水資源利用効率を改善するための節水技術対応）

第69条：省略（緑色開発に従った都市農村建設。トイレの改修等）

第70条：省略（長江流域の養殖水域の管理）

第71条：省略（長江流域に立体交通体系の構築）

第72条：省略（船舶汚染物質の回収施設、液化天然ガス充填ステーション等の建設）

第73条：省略（長江流域の港、水路、船舶の改良及び再建、LNG船等の建設支援）

第 74 条：省略（住民に対する緑色消費、プラスチック非使用等の宣伝と教育活動の強化）

第 7 章：保証と監督

第 75 条：省略（長江流域の生態学的環境保護のための財政投資支援）

第 76 条：省略（長江流域生態保護のための補償制度の設立）

第 77 条：省略（関連団体による長江流域生態環境保護のための法律面での支援を奨励）

第 78 条：省略（長江流域の生態環境保護責任制度と評価制度）

第 79 条：省略（長江流域の天然資源破壊等の違法行為の調査、告発）

第 80 条：省略（生態環境に関する法律違反の発生頻発地区に対する総合的対応）

第 81 条：省略（国務院と省級人民政府による、地方人民政府の責任者に対する事情聴取）

第 82 条：省略（長江流域生態環境状況、保護・修復作業の全人代常務委員会への定期報告）

第 8 章 法的責任

第 83 条：国務院の関連部門と長江流域の各級人民政府及び関連部門が、以下いずれかの行為を行い、**本法の規定に違反した場合、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して法律に従い、警告、記録又は降格処分を行う**；重大な結果が生じた場合は、解雇又は追放処分を科し、主要な責任者は責任を負い辞職するものとします。

- (1) 行政許可要件を満たしていないのに、行政許可を付与した場合；
- (2) 法令に基づく事業の停止又は閉鎖命令等の決定を怠った場合；
- (3) 違法行為を発見又は報告を受けた際に、法律に従った調査及び対処をしなかった場合；
- (4) その他の職務怠慢、職権乱用、恣意的行為を行った場合；

第 84 条：以下の行為のいずれかの行為を行い、本法の規定に違反した場合、関連主管部門の職務分掌に従い、違法行為の停止を命じ、警告を発し、1 万元～10 万元の罰金を科す；状況が重大な場合、10 万元～50 万元の罰金を科す：

- (1) 船舶が航行禁止区域を航行した場合；
- (2) 水生生物重要生息地で航行が禁止されている区域内において、同意を得て航行していたが、重要水生生物への干渉を減らす必要な措置を講じていなかった場合；
- (3) 水資源、水力発電、水運設備等のプロジェクトの生態用水計画が、日常運用計画規程に組み込まれていなかった場合；
- (4) 陸上電力使用が認められた船舶が、関連する国内規則に従わずに、陸上電力を使用した媒；

第 85 条：省略（長江の開口水域で外来種又は非在来種を繁殖させた場合の罰則）

第 86 条：省略（長江流域水生生物保護区、漁業禁止期間内で漁業した場合の罰則）に

第 87 条：省略（長江流域の河川や湖の不法占拠、不法利用した場合の罰則）

第 88 条：この法律の規定に違反し、次のいずれかの行為を行った場合、県級以上の人民政府の生態環境、天然資源等の主管部門が、違法行為を停止し、制限期間内に解体・現状を回復する命令を出します。必要な費用は違反者が負担し、違法所得は没収し、併せて 50 万元～500 万元の罰金を科

す。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して5万元～10万元の罰金を科す。状況が重大な場合、承認権限を有する人民政府に報告し、閉鎖を命令する。

- (1) 長江の本流及び支流の河岸線から1km以内に、化工园区又は化工プロジェクトを、新しく建設又は拡張した場合；
- (2) 長江の河岸線から3km以内又は主要な支流の河岸線から1km以内に、廃鉱物庫を新しく建設、再建又は拡張した場合；
- (3) 生態環境入境表の規定に違反して、生産及び建設活動を行った場合；。

第89条：長江流域でのリンの採掘及び加工、リン酸肥料及びリン含有農薬の製造企業が本法律の規定に違反して、排出標準或いは総量管理指標を超えてリン含有水質汚染物質を排出した場合、県級以上の人民政府生態環境主管部門は、違法行為の停止を命じ、併せて20万元～200万元の罰金を科す。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対しては5万元～10万元の罰金を科す。状況が重大な場合、是正のために生産停止を命じ、或いは承認権限を有する人民政府に報告し、閉鎖を命令する。

第90条：本法律の規定に違反して、長江流域に於いて、毒性の高い化学品及び内陸河川輸送を禁止されている危険化学品を水上輸送した場合は、県級以上の人民政府の交通運輸主管部門或いは海事管理機関が是正命令出し、違法所得を没収し、併せて20万元～200万元の罰金を科す。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対しては5万元～10万元の罰金を科す。状況が重大な場合、是正のために事業停止を命じるか、当該免許を取り消す。

第91条：省略（本法律の規定に違反して、砂の採掘活動を行った場合の罰則）

第92条：省略（本法律で未規定の違法行為についての関連法規の適用）

第93条：省略（環境汚染等で他者に損害を与えた場合の措置）

第94条：省略（本法律の規定に違反し、犯罪を構成する者は、法に従って刑事責任を追及される）

第9章 附 則

第95条：この法律における以下の用語の意味：

- (1) この法律で言及されている長江の本流は、長江の源流から河口までを指す。青海省、四川省、西藏自治区、云南省、重庆市、湖北省、湖南省、江西省、安徽省、江苏省、上海市が長江の主要な地域である。
- (2) この法律で言及されている長江支流は、揚子江の本流に直接的または間接的に流入する河川を指す。支流は、一次支流、二次支流などに分けることができる。
- (3) この法律で言及されている長江の主要な支流は、流域面積が1万平方kmを超える支流を指し、その中で流域面積が8万平方km以上の第1級支流には、雅砻江、岷江、嘉陵江、烏江、湘江、沅江、漢江、贛江等がある。

第96条：本法律は2021年3月1日に発効する。